

令和4年10月26日

税制調査会長 中里 実 様

税制調査会特別委員 河野 俊嗣

本日の税制調査会を所用により欠席しますので、下記のとおり意見を述べます。

記

- 今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源である。
- また、電動車の増加が見込まれることに伴って、現行制度を前提とすれば自動車税や軽油引取税等の燃料課税の税収減にもつながること、併せてCASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなどを考慮すると、自動車関係諸税の見直しの必要性は高まっていると考えられる。
- 見直しの検討にあたっては、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすべきである。

以上